「光の道」構想に関する意見

意見提出元 個人

意見項目 意見内容 1. 超高速ブロードバンド ・光のエリアカバー率は90%に達しており、残り10%(ラストワ 基盤の未整備エリア(約 ンマイル) の整備には山間僻地等の過疎地がその主体であるこ 10%の世帯)における とを考えると膨大な設備投資が必要になり、結果的には利用者 基盤整備の在り方につ にそのツツケが回ってくる。 ・私個人は光利用者であるが国民全所帯(100%)に光環境が いてどのように考える か。 必須とはとても考えられない。なお当面は十分に利用可能なメタ ル回線を撤去してまで 2015 年に光100%にする基盤整備目標 の根拠が理解できず到底納得できない。光、メタルの共存に伴う ランニングコスト増への対応はキャリアの責任で対処すべき事項 である。 国はむしろ国際競争力の観点からコンテンツの充実策をサポー トレ.光利用の是非判断はユーザー判断に任せるべきである。 2. 超高速ブロードバンド ・サービスの低廉化は当然ではあるが我が国のサービス料金が 国際的にどのようなポジションにあるのか?を明らかにし、やみ の利用率(約30%)を向 くもに過当値下げ競争で事業者の財務基盤を脆弱にさせ、国際 上させるためには、低廉 な料金で利用可能となる 競争力を低下させることは避けるべきである。 ように、事業者間の公正 ・どのような状態が公正・不公正なのか、もう少し客観的な判断 競争を一層活性化する 基準があってしかるべきである。 ・光事業会社の完全分社化(案)について事業者のend to end ことが適当と考えられる が、NTTの組織形態の サービス品質保証を不可能にし故障時等一元的ユーザー対応 在り方も含め、この点に ができない。 ついてどのように考える ・ある事業者ではCATV会社との統合を進め、光回線を保有する 動きが加速している。真の公正競争は他人の資産に依存するの か。 ではなくコア設備は自ら保有して初めて成り立つものである。